平成３０年（フ）第１２６号
川崎市高津区野川3805番地　野川東住宅４―603
破産者　岡崎　博道
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
金沢市堀切町ヨ２番地
破産者　松田　　啓
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
石川県輪島市河井町４部45番地
破産者　大積とも子
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第１９９号
長野県上高井郡小布施町大字小布施1954番地
破産者　宮沢　毅彦
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
静岡県富士宮市野中913番地　サニーフォレスト201、開始決定時の住所静岡県富士宮市小泉1111番地の４
破産者　近藤　一貴
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２５３号
静岡県富士宮市西山845番地の１、前住所静岡県沼津市志下116番地の１
破産者　水口　健太
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２５４号
静岡県富士宮市西山845番地の１、前住所静岡県沼津市志下116番地の１
破産者　水口　梨沙
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第７号
静岡県浜松市中区住吉４丁目22番36号　ローズハイツⅠ　102、前住所静岡県浜松市中区住吉４丁目22番37号
破産者　片岡　雅輝
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４号
香川県丸亀市土器町東７丁目564番地　クラール土器町Ｃ204号
破産者　松浦　　翔
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３２号
鹿児島県阿久根市脇本285番地２、開始決定時の住所宮崎県都城市早水町13号６番地　コスモスハウスＦ棟
破産者　新村　康彦
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１９号
埼玉県熊谷市村岡213番地15
破産者　岡本　成久
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第３６号
埼玉県行田市門井町３丁目13番地16
破産者　澤井　恭子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２号
長野県上田市東内4131番地３
破産者　小林　良子
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６９０号
北九州市小倉南区大字市丸690番地
破産者　西岳　　望
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７５５号
北九州市小倉北区平松町６番２―603号
破産者　藤井　　彰
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６９号
熊本市中央区帯山４丁目26番15号　スペックス水前寺東106、住民票上の住所熊本県八代市坂本町西部ろ469番地
破産者　松本　拓也
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９３４号
宮城県多賀城市町前３丁目３番11号　ザ・スカイ・ファイブ弐番館301
破産者　打越　直樹
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
仙台市泉区加茂２丁目４番地の１
破産者　菊谷　芳浩
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係